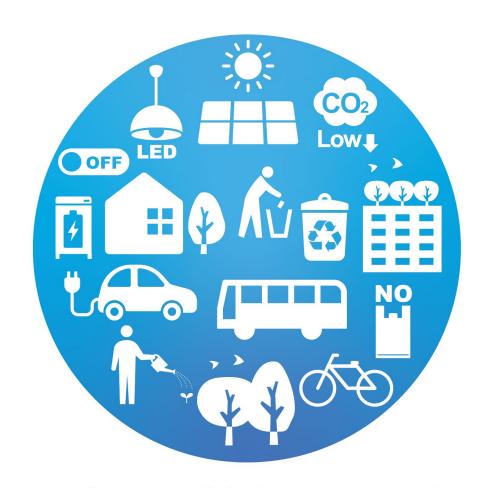


調布市 ^{◆和3(2021)年度 ▶ ◆和12(2030)年度} 地球温暖化対策実行計画

区域施策編



めざそう 脱炭素のまち 調布

~ひとりひとりの"かしこい選択"がつくるわたしたちの暮らしと未来~



令和3(2021)年3月



はじめに

近年,地球温暖化の進行が一因と考えられる世界的な気候変動の影響により,これまで経験したことのない猛暑や集中豪雨,台風の強大化等による自然災害が全国各地で発生しています。こうした状況は,私たちの市民生活にも 影響を及ぼす身近で大きな課題となっています。

国際社会では、平成27(2015)年に国連気候変動枠組条約 締結国会議(COP21)において採択された地球温暖化対策の 新たな枠組みである「パリ協定」のもと、各国が温暖化対策に取り組んでいます。



わが国でも、令和2(2020)年6月に環境省が、政府として初めて「気候危機」を宣言しました。さらに、同年10月には菅内閣総理大臣の所信表明演説において、積極的な温暖化対策により、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につなげるという、「グリーン社会の実現」を成長戦略の柱として掲げ、2050年までに温室効果ガスを実質ゼロにするという「カーボンニュートラル宣言」がなされたことにより、今後、目標達成に向けて、様々な取組が加速的に展開されることとなります。

一方,市は,平成22(2010)年3月,市民・事業者・市がそれぞれの立場から市域の地球温暖化対策を推進するために本計画を策定し,二酸化炭素の排出削減に取り組んできましたが,国内外の動向を踏まえ,これまで以上の対策や取組が必要となりました。

こうした地球温暖化を取り巻く状況を踏まえ、本年3月の市議会定例会において、 脱炭素社会の実現に向け、市としても2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロにする 「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。本計画では、市が目指す将来像として 「めざそう 脱炭素のまち 調布 ~ひとりひとりの"かしこい選択"がつくる わたしたちの 暮らしと未来~」を掲げ、長期目標を2050年二酸化炭素の排出実質ゼロ、また、中期目標 として、2030年度に二酸化炭素排出量を2013年度比で40%削減するという高い目標 を定めました。

本計画の目標を達成するため、市はこれまで以上に計画の着実な推進に努めて参ります。 地球温暖化対策は市民の皆様一人ひとりが日常の生活や事業活動等の様々な場面に おいて、"かしこい選択"に基づいて行動することが重要になります。引き続き、皆様の ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、議論・助言をいただきました調布市環境基本計画等 改定委員会及び調布市環境保全審議会の委員の皆様、並びに多くの貴重なご意見をいた だきました市民の皆様に対し、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

調布市長 各友章梅

■目 次

第1章	計画の基本的事項	. 1
1. 1	計画策定の背景	1
(1)	地球温暖化の現状	1
(2)	地球温暖化対策をめぐる近年の動向	3
(3)	策定の視点	5
1. 2	計画の概要	6
(1)	計画の目的	6
(2)	位置付け	6
(3)	計画期間	7
(4)	対象とする地域・温室効果ガス	7
(5)	部門の設定	8
第2章	調布市の地域特性と地球温暖化対策の課題	g
	地域特性	
	人口・世帯数の動向	
	土地利用	
	産業	
	交通	
	···· 廃棄物	
2. 2	温室効果ガス排出量(二酸化炭素)及びエネルギー消費量の動向	14
(1)	温室効果ガス排出量の算定方法	14
(2)	温室効果ガス排出量の現状	15
2. 3	調布市におけるこれまでの取組	19
(1)	前計画の施策体系及び各施策の主な実績	19
(2)	削減目標の達成状況	25
2. 4	地域特性を踏まえた今後の課題	26
第3音 章	計画の目標	28
	目指す将来像	
	削減目標	
	将来推計	
	削減目標	
	削減目標の達成に向けて	
	目標達成に向け各部門が目指す目標	
	削減目標達成に向けた市民・事業者の取組目標	

第4章 施策・取組	37
4. 1 施策の体系	37
4. 2 施策・取組	38
施策1 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及	38
施策2 再生可能エネルギー等の利用推進	44
施策3 スマートシティの実現	46
施策4 循環型社会の形成	50
施策5 気候変動への適応	54
第5章 計画の推進	
5. 1 推進体制	
5. 2 進行管理	
(1)計画の策定(Plan)	59
(2)計画の実行(Do)	59
(3)計画の点検・評価(Check)	59
(4) 計画の見直し(Action)	59
資料編	61
1 計画策定の経過と体制	
(1)計画策定の経過(2)計画策定の経過	
(2)計画策定の体制	
2 市民アンケート調査及び市民ワークショップ等の結果概要	65
(1)調布市環境基本計画の中間見直し等に関する市民アンケート調査結果概要	
(地球温暖化対策関連事項)	65
(2)未来につなぐ調布の環境 市民ワークショップ実施結果	
(地球温暖化対策関連事項)	
3 用語集	76

<本文中の記号の凡例について>

§:資料編に用語解説を掲載しています。

同一ページに同じ用語が出てくる場合は、初出のものに記号を付しています。

※:用語の直後や図表の欄外に説明を掲載しています。

同一ページに複数の注がある場合は、※印の後に番号を付しています。

第1章 計画の基本的事項

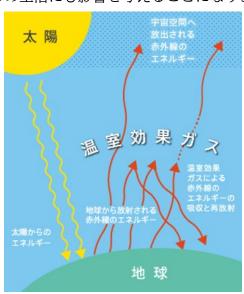
1.1 計画策定の背景

(1)地球温暖化の現状

地球温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に 放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のことをいいます。

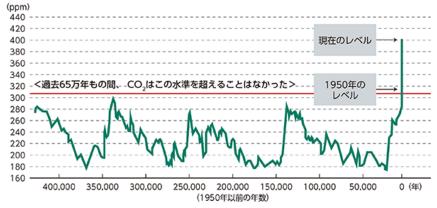
温室効果ガスの中で極めて量が多い二酸化炭素(CO₂)の大気中の濃度は,産業革命以降急激に増えており、現在の平均濃度は400ppmを超えています。

温室効果ガスは自然にも存在するものですが、過度に温室効果ガスが増えると、それに 伴い気温も上昇し、私たちの生活にも影響を与えることになります。



地球温暖化のメカニズム

出典: COOL CHOICE ホームページ



資料: アメリカ航空宇宙局 (NASA) ホームページ (https://climate.nasa.gov/evidence/) より環境省 作成

大気中のCO2の平均濃度の推移

出典:「令和2年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

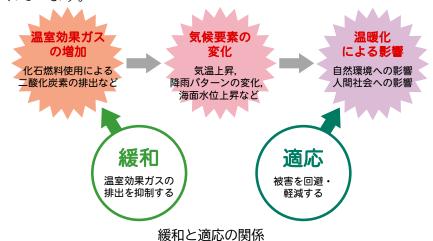
気候変動に関する政府間パネル(IPCC)[§]の第5次評価報告書(2013~2014年)によると、陸域と海上を合わせた世界平均地上気温は、1880年から2012年の期間に0.85℃上昇しました。最近30年の各10年間は、1850年以降のどの10年間よりも高温を記録しています。

I PCC第5次評価報告書では,20世紀末頃(1986年~2005年)と比べて,有効な温暖化対策をとらなかった場合,21世紀末(2081年~2100年)の世界の平均気温は,2.6~4.8℃上昇する可能性が高いと予測しています。

IPCC「1.5℃特別報告書」では、温暖化の影響は1.5℃の上昇でも大きいが2℃になると更に深刻になり、1.5℃未満の抑制が必要であると訴え、将来の平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050年前後には世界の二酸化炭素排出量が正味ゼロとなっている必要があると示唆しています。

地球温暖化によるここ数十年の気候変動は、人間の生活や自然の生態系に様々な影響を 与えています。例えば、氷河の融解や海面水位の変化、洪水や干ばつなどの影響、陸上や 海の生態系への影響、食料生産や健康など人間への影響が観測され始めています。

このため、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量を減らす「緩和策」と同時に、現在または将来予測される気候変動による被害の回避・軽減を図る「適応策」を進めることが必要とされています。



(「令和元年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」を基に作成)



(気候変動適応情報プラットフォームで公開されている素材を使用して作成)

(2) 地球温暖化対策をめぐる近年の動向

① 国際的動向

令和 2 (2020) 年以降の気候変動対策の国際的枠組みである「パリ協定[§]」が、平成 28 (2016) 年に発効しました。パリ協定は、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して 2℃よりも十分に低く抑えるとともに、1.5℃に抑えるための努力を追求すること、長期 目標として、今世紀後半に世界全体の人為的温室効果ガス排出量を森林等の吸収源による除却量の範囲に収めることを掲げています。

また、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標」(SDGs)では、17 のゴールの中に、「気候変動」(ゴール 13)、「エネルギー」(ゴール 7) など、地球温暖化対策に関連する目標を設定しているなど、地球温暖化対策は国際的に喫緊の課題となっています。

【コラム】「持続可能な開発目標」(SDGs)

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12(2030)年までの国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲットから構成されています。

国の第五次環境基本計画では、SDGsを背景に、環境・経済・社会の統合的課題解決をより一層推進していくことが示されました。また、持続的な企業価値の向上の観点から、SDGsを経営の中に取り込む動きが広がっており、こうした取組を積極的に進める企業を選別して投資する「ESG投資」も活発化しています。

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS



SDGsの17の目標(ゴール)

出典:国際連合広報センターホームページ

② 国の動向

国内では、平成 28 (2016) 年 5 月に国の「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、温室効果ガス削減目標として「2030 年度に 2013 年度比で 26%減 (2005 年度比 25.4%減)」を目指すことが示されました。

また、平成30(2018)年に「気候変動適応法」が公布され、これに基づく「気候変動 適応計画」が閣議決定されました。この中で、地方公共団体の具体的役割として、地域 における適応の推進及び地域の関係者の適応促進を図っていくことが求められています。

さらに、温室効果ガス排出の長期削減に向けた考え方として、令和元(2019)年6月に 閣議決定された「パリ協定[§]に基づく成長戦略としての長期戦略」では、温室効果ガスの排 出量が実質ゼロとなる「脱炭素社会[§]」を目指すという野心的なビジョンが示されました。

こうした動きの中で、令和2(2020)年10月には、内閣総理大臣が所信表明演説において「2050年カーボンニュートラル[®]、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。これを受け、国は令和2(2020)年12月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、「2050年カーボンニュートラル」への挑戦を「経済と環境の好循環」につなげていくとしています。また、2050年二酸化炭素排出実質ゼロに取り組む「2050年ゼロカーボンシティ[®]」の表明や、「再エネ100宣言 RE Action[®]」を行う地方公共団体も増えつつあります。調布市においても、令和3(2021)年3月に市長が「2050年ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。今後、国・東京都と連携し、市民や事業者と協働して地球温暖化対策の取組を推進していきます。

③ 東京都の動向

東京都では、「東京都環境基本計画」(平成 28 (2016) 年3月)において、「2030 年までに、東京の温室効果ガス排出量を 2000 年比で 30%削減する」(2013 年比で 38%削減に相当)という温室効果ガスの削減目標を掲げ、大規模・中小規模事業所における対策、家庭における対策等を進めてきました。

令和元(2019)年5月には、「世界の大都市の責務として平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年までにCO₂排出実質ゼロに貢献する『ゼロエミッション東京』を実現すること」を発表し、その実現に向けたビジョンと具体的な取組・ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」が令和元(2019)年12月に策定されました。

東京都はこの中で、気候変動の緩和策と適応策を総合的に展開すること、資源循環分野を本格的に気候変動対策に位置付けること、省エネルギー・再生可能エネルギーの拡大策に加えあらゆる分野の取組を強化することを戦略の視点とし、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化、ゼロエミッションビルの拡大、自動車のゼロエミッション化、プラスチック対策などの取組を進めていくとしています。

さらに、令和3年1月には、東京都知事が、令和12 (2030) 年までに都内温暖化ガスの排出量を平成12 (2000) 年比で50%削減、再生可能エネルギー電力の利用割合を50%程度に高めるという方針を示しました。この方針を踏まえ、東京都の長期戦略である「『未来の東京』戦略」(令和3(2021)年3月)や、「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」(令和3(2021)年3月)が策定されたところです。

(3) 策定の視点

調布市では、平成22 (2010) 年3月に策定した「調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づき、市民一人一人が温室効果ガス(二酸化炭素)の削減に取り組むことによって、豊かな自然環境を守り、低炭素な循環型社会を築いていくという方針のもと、家庭や事業所における省エネルギー化、環境に配慮した行動の実行を促す取組を進めてきました。

この間にも、パリ協定[§]の発効を背景に、国や東京都は温室効果ガスの新たな削減目標や計画を示すとともに、気候変動による影響の顕在化や国による気候変動適応法の制定など、地球温暖化対策をめぐる動向は大きく変化しています。

さらに,令和2(2020)年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に,テレワークの普及をはじめ,市民の暮らし方,働き方や経済社会システムも変わりつつあります。

以上の背景を踏まえ、これまでの市民、事業者、市による取組の積み重ねを活かしつつ、 地球温暖化をめぐる近年の様々な動向を反映し、次の視点に立って新たな「調布市地球温 暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下「本計画」という。)を策定します。

<策定の視点>

- ① パリ協定後の国,東京都の削減目標を踏まえた,新たな目標を設定する 国の「地球温暖化対策計画」や,その後,国や東京都が打ち出した 2050 年に 二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「脱炭素[§]化」の姿勢を踏まえ,新たな削減目標 を設定します。
- ② SDGsの目標達成に向けた貢献, 2050 年までの脱炭素社会[§]実現を目指した取組を 推進する

SDGsの目標(ゴール)の達成への貢献、脱炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギーの利用拡大、省エネルギー化の更なる促進、水素社会に向けた取組等(緩和策)を加速します。

③ 気候変動による影響への対応(適応策)を進める

気候変動との関連性が指摘されている風水害の激甚化、気温上昇に伴う熱中症の 危険性の増大や夏季における屋外の暑熱環境の悪化等に対する適応策を進めます。

④ 調布市の温室効果ガス(二酸化炭素)排出量に占める割合の高い家庭、事業所(市役 所を含む)における対策を推進する

温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量の約7割を占める家庭や事業所(市役所を含む)からの排出を削減していくため、民生家庭部門及び民生業務部門における対策を特に重視し、市民・事業者の行動促進を図るとともに、市役所における対策を更に推進します。

⑤ 新型コロナウイルス感染症を契機とした経済・社会システムの変化, 「新しい生活様式」を踏まえた対策を推進する

新型コロナウイルス感染症対策により変化が進む「新しい生活様式」や加速する「デジタルシフト」,エネルギー政策の大きな転換による産業構造や社会経済の変革など,調布市の地球温暖化対策に及ぼす影響を踏まえ,施策を進めます。

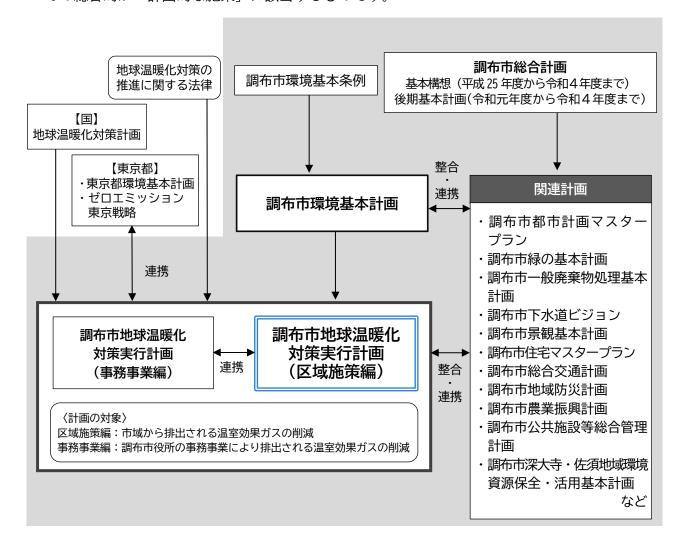
1.2 計画の概要

(1)計画の目的

本計画は、調布市の現状と地域特性を踏まえ、市民・市民団体・事業者・市が、各々の役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことで、市域から排出される温室効果ガスを削減することを目的とします。

(2)位置付け

本計画は、調布市環境基本計画を上位計画とする地球温暖化分野の個別計画であり、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)第19条第2項に基づき、市町村が策定及び実施するよう努めるものとされている「温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」に該当するものです。



(3)計画期間

国が掲げる長期的な目標である令和 32 (2050) 年を見据えつつ,本計画の計画期間は令和 3 (2021) 年度から令和 12 (2030) 年度までの 10 年間とします。

令和7 (2025) 年度に上位計画である調布市環境基本計画の計画期間が満了することから、令和7 (2025) 年度に中間見直しを行うことも視野に入れます。



(4)対象とする地域・温室効果ガス

本計画は,調布市全域を対象とします。

対象とする温室効果ガスは、温対法が対象とする7物質とします。

ただし、削減目標は、市民・事業者の行動が大きく関わる「二酸化炭素」を対象に設定します。

温室効果ガス	主な排出源・用途
二酸化炭素(CO₂)	化石燃料の燃焼等
メタン (CH₄)	稲作,家畜の腸内発酵,廃棄物の埋め立て等
一酸化二窒素(N ₂ O)	燃料の燃焼,工業プロセス等
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	スプレー, エアコンや冷蔵庫などの冷媒, 化学 物質の製造プロセス, 建物の断熱材等
パーフルオロカーボン類(PFCs)	半導体の製造プロセス等
六ふっ化硫黄(SF。)	電気の絶縁体等
三ふっ化窒素(N F ₃)	半導体の製造プロセス等

(5)部門の設定

部門の設定は、次の5部門とします。

部門	内容
産業部門	農業,建設業,製造業のエネルギー消費に伴う排出
民生家庭部門	家庭のエネルギー消費に伴う排出
民生業務部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門に
	も帰属しないエネルギー消費に伴う排出
運輸部門	自動車(自家用自動車を含む),鉄道のエネルギー消費に伴う排出
廃棄物部門	廃棄物(廃プラスチック,合成繊維)の焼却に伴い発生する排出